

障害者グループホーム入居者の 地域生活支援に関する研究

——世話人の業務内容に焦点を当てて——

船 本 淑 恵

1. 研究目的

2013（平成 25）年 9 月に「障害者基本計画（第 3 次）」（以下「第 3 次計画」）が策定され、別表として「障害者基本計画関連成果目標」（以下「成果目標」）が設定されている⁽¹⁾。その中で、「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」の増加と「福祉施設入所者数」の減少、また、「グループホーム・ケアホームの月間の利用者数」の増加という数値目標が示されている。2002（平成 14）年策定の「障害者基本計画（第 2 次）」においては、施設は真に必要なものに限定すると宣言し、障害者福祉施策は施設入所から地域生活を支援する方向へと転換が図られており、「第 3 次計画」では、それをさらに推進する姿勢を示したといえる。

「第 3 次計画」によると「グループホーム・ケアホームの月間利用者数」は 2012（平成 24）年度実績で 8.2 万人となっている。「福祉施設入所者数」が 14.6 万人（2005（平成 17）年度）であることからすると、その人数規模が大きいことを理解できる。グループホームが制度化された 1989（平成元）年度は、100 か所分の予算請求に過ぎなかった事業である。ただ、当初は知的障害者のみを対象とした事業であったが、現在は知的障害と精神障害のある人たちを主な対象としながらも、身体障害者にも対象が拡大してきており、障害種別を超えた事業となっているため単純に比較することはできない。それでも、グループホームは生活の場を提供する事業として、重要な位置を占めるようになってきたと指摘できる⁽²⁾。

グループホームの制度化は、1989（平成元）年 5 月に出された「精神薄弱者地域生活援助事業の実施について」⁽³⁾という通知が当初の根拠規定であり、翌年に知的障害者福祉法等が改正され、第 2 種社会福祉事業として法定事業に位置づけられた。同通知には、「精神薄弱者地域生活援助事業実施要綱」（以下「実施要綱」）が別紙として添付されている。同時に「精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル」（以下「マニュアル」）が別途示された。「マニュアル」第 2 各論の中で 6 番目に「世話人」の項目があり、「世話人の身分及び業務内容」は、「入居者へのサービス」「運営主体（社会福祉法人等）との関係における業務」「地域との関係」「その他の業務」の 4 点が示されている。これは、「実施要綱」の「目的」に示

(12)

されている「日常生活における援助」や「グループホームの運営」に記載されている業務の「日常生活における必要な援助」の具体例とすることができる。「マニュアル」の中の「地域との関係」は二つの項目があり、「自治会、町内会等との交流」「地域住民の理解の促進（摩擦の解消等）」が示されている。このようにグループホームは、単に住まいを提供し、食事の提供や金銭管理、健康管理を行うだけの支援ではなく、地域や地域住民との関係に関わる支援を行うことも求められている。

2014（平成26）年度4月からグループホームとケアホームがグループホームに一元化され、介護サービス包括型と外部サービス利用型に区分されることになった。これらの区分は、入浴、排せつ、食事等の介護、いわゆる介護サービスをグループホーム事業者が提供するか、外部事業者のサービスを利用するかという違いである。包括型の職員配置は、管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員であり、介護サービスの提供もグループホームの職員によって提供される。一方、外部型の職員は、管理者、サービス管理責任者、世話人であり、介護サービスについては、居宅介護事業所と別途契約し、利用する形となる。このようにグループホーム内における介護に焦点化した一元化の中で、世話人の業務として示されている「地域との関係」業務については基本サービス（計画作成、家事援助、生活相談）に含まれ、個別に取り上げられることは少ない。しかし、地域における生活を実現するには、交流や理解の促進に関する業務はその重要性を低下させることはない。

そこで、本稿では、グループホームの世話人等が、「地域との関係」に関して行っている業務を探り、地域生活支援における「地域との関係」構築について検討を行い、世話人等の業務の意義を明らかにする。

2. 先行研究

障害者権利条約を批准し、障害者基本法においても地域社会における共生をその理念としながらも、障害者が地域で暮らすための施策であるグループホーム開設の際に、地域社会からの反対運動を受け、その地域での開設を断念させられるという事態が発生している。

古川らは社会福祉施設の新設などに当たり、地域社会の苦情申し立てや反対運動に遭遇し、建設の頓挫や譲歩を余儀なくされる施設と地域との間での紛争事態を「社会福祉施設－地域社会コンフリクト」（以下「施設－地域コンフリクト」）と定義し、事例研究からその現代的意義を示した⁽⁴⁾。ある事例では、「施設－地域コンフリクト」を経験し、その過程において地域住民が社会福祉施設や利用者に理解を持つことによって、開設後も地域住民からの支援を得ていることを紹介している。コンフリクト過程において、施設側は説明会の開催や実際に障害者が利用している作業所の見学会を行うなど、地域住民に施設建設の必要性や障害理解を深める努力を行っていた。

野村は、精神障害者施設と地域社会のコンフリクトを、その発生から合意形成に至るプロセス

において必要となる諸要素を検討している⁽⁵⁾。どのようなプロセスにより、施設コンフリクトが解消するのかを事例研究を通して分析を行っている。その結果、コンフリクト解消の手法として示されてきた「理解重視型アプローチ」の限界を指摘し、「信頼」がコンフリクトの解消に影響を及ぼしていることが確認されたと述べている。「理解」は施設コンフリクト合意形成のための十分条件ではなく、合意形成には「信頼」も重要な要素であり、「理解」は「信頼」の醸成後により深く形成され、施設建設との両者の関係性構築の際に有効な要素となることが明らかとなった⁽⁶⁾と述べている。また、「信頼」の醸成における「仲介者」役割の重要性も指摘している。

社会福祉領域におけるコンフリクト研究から、グループホームを利用する障害者が地域社会と関係を築き、真の意味での地域生活を実現するための取り組みについて示唆を得るものである。つまり、障害理解を深め、地域社会や地域住民と関係を構築するためには、信頼を醸成することが必要であり、その信頼はまず仲介者に寄せられ、結果的に施設、本研究にひきつけていうとグループホームも信頼を獲得していくと考えられる。上記は、施設建設過程におけるコンフリクトに関する研究であるが、事業を実施している中においても地域社会とのコンフリクトが発生することは容易に想像がつく。グループホームでは、仲介者役割を果たす者は世話人を中心とした支援者である。世話人等が地域との関係づくりを行い、「信頼」を獲得し、障害者が地域社会において受容（「理解」）され生活するための基盤を構築していると考えられる。世話人等の「地域との関係」形成業務は、障害者の地域生活において重要な位置を占めると指摘できる。

次にグループホームに関する既存の調査報告を概観し、「地域との関係」に関してどのように取り上げられているのか検討する。

まず、NPO 法人大阪障害者センター・障害者生活支援システム研究会の『グループホーム・ケアホームでの支援にかかわる実態調査報告書』（以下、『研究会報告書』）⁽⁷⁾を取り上げる。この調査は、グループホーム・ケアホームの職員の業務内容、負担等を明らかにするために、職員の自記式タイムスタディ調査を行っている。その結果、業務内容としては、基本的な生活場での身体的介護や見守り、家事的援助やその見守りに関する記入が多かったことから、グループホーム・ケアホーム職員の業務として、これらが大きな位置づけを占めていることが明らかとなった。また、利用者とは直接かかわらない業務へも多くの時間が費やされていた。しかし、「マニュアル」に提示されている「地域との関係」についての業務に関しては、本調査内での記述は乏しい。

次に、株式会社三菱総合研究所の『障害福祉サービスの提供実態調査報告書』（以下、『三菱総研報告書』）を概観する⁽⁸⁾。この調査は、グループホームを含む障害福祉サービス事業所を対象に質問紙調査を用いて行われている。特にグループホームを対象とした調査内容の「日中支援の内容別利用者数」では、回答項目として食事介助、活動プログラムの提供（機能訓練、創作的活動、生産活動等）、入浴介助、外出支援、通院介助、見守りのみ、支援不要が提示されている。この『三菱総研報告書』においては、そもそも「地域との関係」を示唆する回答項目が設定され

(14)

ていない。

3つ目に、日本グループホーム学会調査研究会の『平成24年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査』（以下、『グループホーム学会報告書』）を取り上げる⁽⁹⁾。この調査は、質問紙調査と聞き取り調査の2段階で行われ、『研究会報告書』や『三菱総研報告書』と比べ、より実態に即した結果であると考えられる。その中で、職員の業務における「関係支援」の必要性とその評価について考察が行われている。利用者が他者等と関わる際に仲介する支援を「関係支援」として位置づけ、その重要性を指摘している。また、社会的逸脱行為につながりかねないような状態の入居者を支える支援は、現状の障害程度区分⁽¹⁰⁾で計れるような定量化できる性質のものではないと述べている。このようなことから、『グループホーム学会報告書』では、「関係支援」の必要性と専門性を適切に評価した報酬設計を検討していく必要があると主張している。つまり、地域とのかかわりなどに関する職員の業務として「関係支援」は不可欠であり、それは正当に評価されるべき業務であることを指摘しているのである。

最後に取り上げるのは、河東田博が研究代表となり行った調査を基に書かれた『福祉先進国における脱施設化と地域生活支援』である⁽¹¹⁾。研究課題として次の3点を示し、障害当事者、親・家族、職員へのインタビュー調査を行っている。インタビュー調査は、調査用紙とインタビューガイドを作成し臨んでいる。

- (1) 入所施設で暮らしている障害当事者を積極的に地域へ移行させ、グループホーム等地域の住まいを設置・運営できるようにするための制度のあり方および運営の方法。
- (2) 入所施設で暮らしている障害当事者が施設から地域へ移行する際に混乱をきたさないようにするための移行方法と支援のあり方。
- (3) 入所施設からグループホーム等地域の住まいに移行した後に、障害当事者が地域に定着し、地域住民として生活をしていくために必要な地域支援システム。

調査結果において、職員の支援内容についての記述は乏しく、また、制度設計と実態との関係について言及がなされていない。

これらの先行研究から、「マニュアル」に示されている「地域との関係」を形成することは、世話人の業務内容として明示されているが、『グループホーム学会報告書』以外では取り上げられていない。「地域との関係」を形成するための「自治会、町内会等との交流」「地域住民の理解の促進（摩擦の解消等）」等の取り組みは、地域・地域住民との良好な関係を構築することになる。そのことが、グループホームや入居者の理解につながり、地域における受容的な見守りやさりげない支援が行われ、実質的な意味での地域生活の実現につながるものと考えられる。しかし、「地域との関係」を形成する支援は不可欠であるが、先行研究を概観するとその詳細に関する研究は乏しいことが確認できた。

3. 調査概要

調査対象は、A 県 B 市にある同じ法人が運営する二つのグループホーム（D、E）と A 県 C 市のグループホーム（F）、合計 3 か所に勤務する世話人等である。調査目的は、世話人等が地域や地域住民等の関係に関してどのような業務と取組を行っているのか収集することである。調査方法は、質問項目を設定し、半構造化面接を用いた。D ホームと E ホームは、世話人の単独インタビューを行った。本調査において、インタビューという手法を選択したのは、世話人の行為を表面的に取り上げるのではなく、そのことを通じて実現しようとしたこと、また、意図したことをとらえたいと考えたからである。D ホームは住み込みの世話人のみインタビューを行い、E ホームはインタビュー時に支援員が同席した。F ホームは世話人 7 名、支援員 2 名、サービス管理責任者 1 名の計 10 名のグループインタビューを行った。質問項目は、世話人経験年数、当該ホーム担当年数、その他の職業経験等の世話人個人に関すること、地域や地域住民との関わりについて経験したことである。その他は自由に話をしてもらった。調査日は、D ホームと E ホームは 2014（平成 26）年 3 月 10 日、F ホームは 2014（平成 26）年 6 月 10 日である。2014（平成 26）年度から共同生活介護の事業区分がなくなり、共同生活援助に一元化されている。F ホームの調査日は新制度の時期であるが、新制度事業への実質的な移行はインタビュー後であることや世話人等のエピソードも旧制度時期における内容であるため、D ホーム、E ホームと一緒に分析することに支障をきたさないと考えた。

分析対象は、インタビューを行った際の録音記録と法人、ホームの基本的事項である。インタビュー録音のテープ起こしを行い、逐語記録を作成し、文脈に応じて文意を変更しない程度に文言を追加し、文章を加工した。それをエピソードや内容別に区分し、データ整理を行った。その後、本人あるいはインタビュー時に同席していたサービス管理責任者や運営事業所責任者に記録内容の確認、修正を依頼し、正確なデータとして作成した。また、法人とホームの基本的事項については、パンフレット等別途資料提供と説明を受けた。

倫理的配慮として次のことを行い、調査協力、資料利用の同意を得ている。趣旨説明を行い調査について理解を得る。調査方法の説明を行い、記録・録音の同意を得る。データ利用は研究目的に限る旨の説明を行い、公表する際には個人が特定できないように匿名性に配慮することを伝えた。また、データ内容の確認を依頼することを伝え、公表を希望しない内容については非公表とする旨を伝えている。本研究では、上記の手続きを経て得た資料を分析対象としている。

次に、それぞれのグループホームを運営する法人と当該行政区におけるグループホーム事業を概観する。D ホームと E ホームを運営する G 法人は、平成の市町村合併で市域が拡大した B 市の旧行政区（B 町）に法人本部を構えている。B 町は、第 1 次産業と小規模事業所の第 2 次産業を主要な産業とする人口約 4,700 人の農山村地域である。G 法人は B 町において入所施設を開設し、自治体の単独事業やグループホームの制度化以前から、知的障害者の地域生活支援に

(16)

先駆的に取り組み、50年以上のホーム運営の実績がある。現在は、グループホーム運営以外に、入所施設と通所施設の運営、相談支援事業、居宅介護等事業の事業所を運営している。相談支援事業と居宅介護等事業の事業所において、グループホームの支援も行っている。B町内に開設されている19か所のホームのうち、17のホームをG法人が運営している⁽¹²⁾。G法人は、B町内で入所施設の運営を始め、その後、通勤寮の委託運営、自治体単独事業ホーム、グループホーム、障害者雇用・生活センター、居宅介護等事業等の運営を展開してきた。B町内では、10法人が障害福祉サービス事業を運営しており、その中でもG法人は事業種類も利用者数も多く、町内の障害者支援の中心を占めていると言える。

C市も市町村合併を行い市域が拡大している。Fホームを運営するH法人本部のある旧C市は、人口約30万人と合併市町村の中でも一番人数規模の大きい行政区であった。都市部のベッドタウンを抱え、第3次産業を主要な産業としている。一方、合併前の市町村を見ると、第1次産業を主要産業とする旧行政区も存在する。H法人は合併前の旧C市において、1990年代に入所施設運営を開始し、その後居宅介護等事業、グループホーム、相談支援事業、通所施設などを開設してきた。C市に開設されているグループホームの多くが旧C市内にある。また、2014(平成26)年2月時点でグループホーム運営法人は12法人、50か所のグループホームが開設されており、その中でH法人は6か所を運営している。また、C市内において、通所施設は34か所あるものの、入所施設は同法人が運営している1か所のみである⁽¹³⁾。H法人のグループホームの開設は2000年代に入ってからであるが、2000年代初頭に自治体単独事業ホームの運営を開始しており、実質10数年のホーム運営の実績がある。

このように、いずれの法人においても入所施設から始まり、グループホームや他事業の運営へと多様な事業展開を行っており、当該行政区において複数のグループホームを運営しているという実績がある。

次に、調査対象の概要を述べていく。まず、各ホームの状況は表1の通りである。住居の形態は集合住宅と戸建てであるが、いずれもグループホームとして単独で利用している。

表1 調査対象ホームの概要

	開設年	年数	事業	共同住居	所有関係	開設地域
D	1995(平成7)年4月	19年	共同生活援助・共同生活介護 ^{注1}	2階建てアパート ^{注2}	賃貸 ^{注3}	地域中心部まで徒歩10分の田園地
E	2001(平成13)年3月	13年	共同生活援助 ^{注4}	2階建てアパート ^{注2}	法人 ^{注3}	地域中心部の住宅街 ^{注5}
F	2007(平成19)年3月	7年	共同生活援助・共同生活介護	2階戸建て	賃貸 ^{注6}	1980年代前後に開発された新興住宅街

注1：開設時は自治体単独事業、その後、知的障害者地域生活援助事業を経て現事業となる。

注2：内1室を食堂等の共有スペースとして利用している。

注3：ホーム利用を目的として建築された。

注4：開設時は知的障害者地域生活援助事業である。

注5：近隣に商店街、医療機関等がある。

注6：地域の既存住宅を一部改修し利用している。

次に入居者の概要を表 2 に示す。

表 2 調査対象ホームの入居者の概要

	定員	入居者	入居期間	平均年齢	最年少／最高齢	日中活動等
D	6名	6名	2年～19年	51歳	39歳／73歳	一般就労：2名 就労継続支援：4名
E	7名	7名	1年未満～13年	37歳	32歳／43歳	一般就労：6名 就労継続支援 1名
F	4名	4名	1年未満～7年	40歳代後半	31歳／57歳	生活介護：4名

それぞれのグループホームを担当している世話人についてであるが、D ホームと E ホームは同じ建物の 1 室に住み込み、主たる担当者となっている。一方、F ホームは、複数の世話人が通常 1 名体制で勤務している。また、F ホームは、共同住居の 1 室で宿直体制をとっており、夜間対応が可能となっている。いずれのホームにおいても、平日の昼間は勤務時間となっていない。

表 3 調査対象ホームの世話人の概要

	人数	勤務体制	勤務時間	勤務年数	その他
D	2名	1名住み込み ^{注1} 、 1名通い	月～金：6：00～8：30 ／16：30～20：30 土：6：00～9：00 ／16：30～21：00 ^{注2}	19年 ^{注3}	保育士資格所持。同法人の他事業勤務を経て現ホーム世話人となる。B 町出身者。
E	1名	住み込み ^{注4}	月～金：5：00～8：00 ／16：00～20：00 土：5：00～8：00 ／16：00～18：00	13年 ^{注5}	ホームヘルパー 2 級所持。B 町出身者。
F	8名	通い	16：00～10：00 (21：00～7：00 宿直) ^{注6}	1年未満～7年 ^{注7}	全員ホームヘルパー 2 級所持。

注 1：アパートの 1 室に入居している。

注 2：住み込み世話人の勤務時間である。

注 3：ホームの前身から勤務し、約 20 年の世話人経験がある。

注 4：共有スペース兼用のアパートの 1 室に入居している。

注 5：開設当初から継続して勤務している。

注 6：土日祝は日中の世話人を配置し、複数勤務の場合もある。

注 7：一番長い世話人は開設当初から勤務している。

4. 結果

一般的にグループホームの世話人たちは、近隣住民とあいさつを交わすことが多い。本調査においても、調査者が質問すると当然のことを確認するのかという雰囲気の中で、近隣住民とあいさつをしていると回答があった。そのあいさつに関して、次のような話があった。

(18)

「顔を合わせたらあいさつする」

「近所の方に会えば必ず声をかけるということはさせていただいている」

「隣近所とコミュニケーション作っていかないといけない。歩み寄って受け入れてもらうしかない」

「日頃バタバタして、おつきあいとかなかなかできなくて、朝はすぐに帰ってしまう。でも、顔を合わせたらあいさつしてちょっとお天気の話とかなんかするぐらい」

このように、理解を深めるためにもあいさつを欠かさず、コミュニケーションを図っている。同時に、勤務時間内で話をする時間をとることができていないというジレンマも表明していた。そのほか、入居者の理解を促進するということでは、近隣住民へのあいさつに加え、町内会の役職者や民生委員などへもあいさつに出かけている。

「運営している法人は一緒だけど、住んでいる方は変わる。出入りのたびに、この方が別のところに移られます。この方が今度入りますというあいさつはしていましたよ」

しかし、際限なく入居者のことを伝えるのではなく、伝える内容や程度について配慮をしている。

「具体的にこの方はこういう障害でということは伝えていない」

「地域の方が、入居者のことを詳しく聞いてこられるのは困る。個人情報に関わることは、守秘義務なのでそこに話を持っていきません」

入居者の理解につながる情報提供でも、個人情報に関しては守秘義務があるという意識をもって対応していることがわかる。そのような世話人側の対応は、地域住民の節度ある態度の醸成につながっていると推測できる。

「地域の方もやっぱり聞いたらあかんと違うかなという雰囲気は持ってはる感じですね」

「あまりそこに踏み込んで聞いたらあかんのちゃうかなあという感じに見受けられます」

上記のような世話人と住民との個別の関わり以外に、グループホームの受け入れや入居者理解につながる地域や地域の行事等への参加がある。

「回覧板が回ってくる。総会の案内とか資料とかもまとめて回ってくる」

「敬老会、地藏盆、夏祭りは利用者も行ってますね」「夏祭りとなったら、ごぞは準備してくれるし、ジュースは持ってきてくれるし、ゲームの順番もほかに待っていてくれる人より私

たちを優先して下さっている」

「公園の清掃に行くと、ものすごく受け入れがよく、ものすごく喜んでくれはったんです。また、来てやと声かけてくれはるなどいろいろですね」「地域の方と直にお話できて、私たち住んですよというお知らせもその中でできますよね」「公園の清掃は一家から一人という形で、それでたまたま勤務が当たったということですね」「勤務が重なるように世話人を配置して、一人が行けるようにしてくれていた」

「地域の寄合に寄せてもらったり。地域の組長さんの方が私のところ来て『こんな会があるんやけれども、きはった方がええ？それともきやらん方がええ？』とか一回一回聞いてくれたりする。『話が分からんでも行くってことだけで地域で住んでいるという意識が出てくるので、寄せてもらえるとありがたいです』とか伝えます」

「区全体の清掃活動をする時は利用者さんと一緒に行きます」「そうすると近所の人としゃべったり、いろんな人としゃべったりしてはりますね」

自治会や地域組織に加入することで、グループホームの受け入れや入居者の理解を促進する一端となっているといえる。その場合、入居者と世話人が一緒に参加することもあれば、世話人だけが参加することもある。また、勤務時間外においても次のようなことを行っている。

「(世話人が) 地域のゴミ集積場の掃除に行きますよ。利用者さんは仕事に行ってはる時間帯やからそんなこと絶対無理ですね」「その週が当番に当たったらホーム代表で私が掃除します」

住み込みの世話人の場合、勤務時間外であったとしてもグループホームの受け入れや入居者の理解につながることであるなら、地域における役割を果たすということも行っている。このことは、世話人が日常的な地域との関わり的重要性を認識し、取り組んでいると考えられる。しかし、地域で求められる役割を果たさなければならないと考えながらも、難しいという現状がある。

「地域の役とかゴミ当番とか気になっているんですけど、出て行ってない」「公園の掃除だけは順番が回ってくるようになってきました」

「自治会に入らせてもらって協力はできるけど、役ということになると難しいですということは最初に伝えてもうたんやと思います」

世話人が複数いる場合、地域とのやり取りに関して引継ぎが行われ、継続した関係を維持できるように業務として情報共有が行われている。

(20)

「地域の方とのやり取りは、状況をなかなか分かりづらいので連絡ノートに記入して、引き継ぎながらです」

さらに、世話人の役割として地域との関係づくりを意識している意見もうかがえた。

「世話人のこまごました些細なことの積み重ねが地域のつながりであったりとか、顔が見えてきたとか、支援者が安心感を作る」

「地域で住むってことは、当然お店にも行くし、当たり前感覚を持ちながらやってきた。そこが当たり前というところで世話人たちも思ってくれてはるので、当然行くことに制限かけへんし。こうしておいた方が利用者さんにとって住みやすいやろうとか、地域の中に溶け込みやすいやろうなど考える。なんかあればきっちり対応しておくことで、地域の方も安心感持ってくれてはるやろうし、本人も安心やろうなあ。そういう当たり前感覚の中で暮らしている」

地域の中に溶け込むということは、前述のように地域において求められる役割を果たすことであつたり、地域の中で慣習的に行われていることに則って行動するということであると考えられる。その一つとして、次のようなエピソードを話してくれた。

「財布を落とさはって」「ホームの仕事が一段落してから、一緒に警察に行くんやけど」「私がこういうことですので代わりに言って」「警察からの連絡で『届いています』」「本人さんに『一緒にお礼に行きましょうか』『お礼はどうしますか?』『財布に入っていたのが200円なんで100円のお礼でええのかもしれへんけど』『半分でもいいんやろうけど、それを持っていくのは大人としてどうかなって思う』とかなんやかんや言って、500円の商品券を買って、届けてくれはった人のところへお礼に行きます」

その他に、地域の店舗や商店を利用する場合にも、受け入れてもらいやすいような配慮を行っていた。

「人数が多くってスタッフさんに迷惑かけるんで、時間を計りもって、時間が空いている時間に行かないといけない」「電話で予約を取らしていただいた」「その前を通過って買い物に行ったりしてましたので、美容院の方もよくご存じで、来てくれたんかという感じで受け入れてくれたんです」

「利用者さんが慣れはるまでは、一緒に行きます」

さらに、そのように関係を形成してきた地域の店舗や商店は、さまざまな配慮をしてくれるよ

うになる。

「お名前覚えてもらったり、顔も覚えてもらっているの、道であつたら、声をかけていただけ」

「快く受け入れてもらって、ちょっと混んでると空いた場所に案内してくれたりします」

「スタッフさんが、次の方、次の方って引き継いでいただいていますので、意外と皆さん名前はずっと呼んでくれる」

「利用者さんがサッカー観戦のチケットを取りにコンビニに行ったら、コンビニのおちゃんが発券機で取り方教えてくれたりしてます。同じことを繰り返し丁寧に言ってくれはったりとかして。思いのほか地域の人は手を差し伸べてくれるんかな。利用者さんは自分ができたつもりで買えたと帰って来はるけど、その影では地域の人の陰ながらの助けをいただいていることやと思ってます」

5. 考察

本調査の結果からグループホームの世話人たちは、入居者が地域で好意的に受容され、生活を営むことができるように地域や地域住民との関わりを目的的・意図的に行っていることが明らかとなった。その関わりは、個人情報の伝達に配慮していることから、地域住民に迎合することでグループホームの受け入れや障害理解を深めようとするのではなく、入居者の人権保障を意識した専門的な姿勢を持った取り組みであると指摘できる。また、地域において求められる役割を果たすことが、地域社会への包摂や入居者への歩み寄りを促進すると認識している。しかし、世話人配置等勤務体制の工夫によって一部は実現しているが、不十分であると考えている。そのような役割の遂行については、世話人の住み込みあるいは通勤という勤務体制に左右される部分があるといえる。時には、それらが勤務時間外での行為となっている場合もある。加えて、地域とのやり取りに関して引き継ぎを行い、世話人が変わろうとも地域と継続した関係を維持できるように工夫している。このことも、地域と関係を持つということが、世話人の業務であると認識されている根拠として示すことができる。

さらに、世話人の地域における目的的・意図的な取り組みは、野村が指摘している「信頼」の醸成における「仲介者」としての役割であるといえる。前述のエピソードにもあるように、地域における慣習的なやり取りを支援することであつたり、世話人を介して地域との関係を構築することであつたりする。そのような「仲介者」としての役割は、入居者と地域・地域住民の「橋渡し」を行う機能、入居者あるいは地域・地域住民の意図を「翻訳」し双方に伝える機能であると指摘できる。世話人たちが行っている取り組みは、入居者たちの地域生活を実現するため、地域との関係を構築することに貢献している。これを地域との関係形成支援と呼ぶことができるであろう。このような地域との関係形成を行う支援は、「マニュアル」の世話人業務に位置づけられ

(22)

ていることからわかるように、障害者の地域生活実現において必要条件の一つである。そのような位置づけであるならば、それを十分に機能させる条件整備が不可欠となる。

2014（平成 26）年度からグループホーム制度が改正され、介護サービスを包括的に提供するか外部に委託するかという選択を迫られた。地域住民からすると、サービス提供主体の区別や職種区分に関係なく、すべてグループホームの職員として認識するであろう。その場合、介護サービスの担当者であるから、地域との関係形成支援は業務内容に含まれていないので行わないという理屈は通らない。事業者側の都合で行わなかったり、行ったりということを選択できるものではなく、グループホームに関わる職員が、日常的、継続的に地域との関係形成支援に携わる必要がある。そうでなければ、「信頼」を醸成する「仲介者」の役割を十分に発揮できず、ひいては障害者の地域生活を阻害する要因となる可能性がある。それゆえ、地域との関係形成支援を適切に評価し、それを発揮できる条件整備が求められる。

本研究は、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度を研究期間とする科学研究費基盤研究（C）、課題番号 25380810、研究課題名「障害者グループホーム・ケアホームと地域との関係形成支援の実態と課題に関する研究」の研究成果の一部である。

注

- (1) これまでの「障害者基本計画」においては数値目標等を示す通称「障害者プラン」が別途策定されていたが、今回の計画期間においては「障害者プラン」を策定せず、「第 3 次計画」の別表として「成果目標」を示した。「成果目標」はこれまでの「障害者プラン」に変わるものである。
- (2) 「グループホーム」という名称は、「知的障害（精神薄弱）者地域生活援助事業」の通称であった。2006（平成 18）年に障害者自立支援法が制定され、共同生活援助と共同生活介護に区分され、前者をグループホーム、後者をケアホームと呼称することになった。2013（平成 25）年の同法改正後、障害者総合支援法となり、2014（平成 26）年度から両事業が共同生活援助に統一され、グループホームのみとなった。本稿では、事業の変遷はあるものの国制度の事業については、「グループホーム」を用いている。
- (3) 現在「精神薄弱」は名称変更され「知的障害」となっており、前者は公的には使用していない。本稿においては、歴史的な資料として記述する場合「精神薄弱」の呼称を用いる。
- (4) 古川孝順・庄司洋子・三本松政之編（1993）『社会福祉施設－地域社会コンフリクト』誠信書房。
- (5) 野村恭代（2013）『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践－地域住民との合意形成に向けて－』明石書店。
- (6) 野村（2013）p.238。
- (7) NPO 法人大阪障害者センター・障害者生活支援システム研究会（2008）『グループホーム・ケアホームでの支援にかかわる実態調査報告書』。
- (8) 株式会社三菱総合研究所（2009）『障害福祉サービスの提供実態調査報告書』。
- (9) 日本グループホーム学会調査研究会（2013）『平成 24 年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査』。
- (10) 本調査実施時の用語である。2014（平成 26）年度に改正され、障害支援区分となった。
- (11) 河東田博編著（2007）『福祉先進国における脱施設化と地域生活支援』現代書館。
- (12) WAMNET データ（2014（平成 26）年 2 月閲覧）。
- (13) WAMNET データ（2014（平成 26）年 2 月閲覧）。